

弁論要旨(抜粋)

被上告人世界平和統一家庭連合は、下記のとおり、弁論の要旨を述べる。

記

第2 「念書」の不起訴合意が有効であること

上告人は、Aが不起訴合意をした平成27年11月1日付け「念書」(乙1号証。以下、「本件念書」という。)について、「公序良俗違反による無効」及び「錯誤無効」を主張するが、いずれも失当である。

「他人の窮迫、軽率もしくは無経験を利用して著しく過大な利益を獲得することを目的とする法律行為」は、暴利行為として公序良俗違反により無効とする(民法90条)のが確立した判例である(大判昭和9年5月1日大審院民事判例集13巻875頁、最判昭和32年9月5日民集11巻9号1479頁、最判昭和35年6月2日民集14巻7号1192頁、最判昭和39年5月23日最高裁判集民事73巻563頁)。これに関する各判例は、いずれも、「公序良俗違反(暴利行為)」の成立に、

- ① 相手方の窮迫、軽率もしくは無経験を利用するものであること
 - ② 著しく過大な利益を獲得することを目的とする行為であること
- という2つの要件を要求している。

本件においては、前述の通り、Aが不法行為の被害を受けたという前提事実が存在せず、かつ、同女に自身が被害を受けていたという認識がないのであるから、不起訴合意をすることで被上告人家庭連合が過大な利益を獲得することにはならない。Aは、自らが信仰に基づいて行っ

てきた献金を上告人が本人の意思に反して「取り返す」と言い出したことから不安になり、当時、傍若無人な振る舞いをする娘婿との関係において A と同様の立場に置かれていた信者 B や被上告人 C ら信徒会の信者の助言を得て公証役場で作成したのが本件念書である（丙 1 6 号証，丙 2 1 号証，丙 2 3 号証，丙 2 4 号証の 1，2）。したがって、本件念書の作成は、被上告人らが A の窮迫，軽率もしくは無経験を利用したもの（①）でも、著しく過大な利益を獲得することを目的として作成したものの（②）でもない。

A 自身に被害者意識がなかった本件において、判例が示す「公序良俗違反（暴利行為）」の要件である①及び②が認められるためには、

A を含む被上告人家庭連合の現役信者らは、「マインド・コントロール」を受けていて自身が献金被害を受けていることを自覚していないだけで、実は全員が潜在的な被害者であり、被上告人家庭連合に対する損害賠償請求債権を有している

という前提がなければならないはずである。そして、この前提を成り立たせる上で核となるのが「マインド・コントロール」という理論ないし概念である。すなわち、被害者意識がない現役信者は、「マインド・コントロール」を受けているために被害者意識がないだけであり、被上告人家庭連合に献金を行った全ての信者は潜在的被害者であって潜在的に損害賠償請求権を有しているというわけである。

しかしながら、宗教団体は多かれ少なかれ信者との間で献金等を巡るトラブルを抱えており、これでは、全ての宗教の信者は潜在的被害者として潜在的な損害賠償請求権を当該宗教団体に対して有しているということになりかねない。これは宗教及び人間の自由意思に対する重

大な冒瀆である。何人も信仰の自由と財産処分の自由を有しており、献金は正にこの2つの自由に基づく行為であり、献金した本人が信仰心に基づき真心を込めて神に捧げた献金を、第三者である家族や裁判所が、本人の意思を無視して、「あなたはマインド・コントロールを受けていて自身が被害者だということに気付いていないだけだ」と決めつけることなど許されるはずもない。

「マインド・コントロール」とは、「身体的な拘束や拷問、薬物などを用いなくても、日常的な説得技術の積み重ねにより、しかも本人に自分がコントロールされていることを気付かせることなく、強力な影響力を発揮して個人の信念を変革させてしまう手法を指す」と説明され、1970年代に、「カルト」とみなした新興宗教の信者を拉致監禁して脱会を強要する「ディプログラミング」を業とするディプログラマーらが、自らが行っている暴力的な拉致監禁・脱会強要行為を正当化する目的から、米国において提唱した理論・概念であり、「反カルト運動」を支持する一部の学者からも支持をされたことがあった。しかしながら、その後、同理論ないし概念は、宗教社会学者及び宗教心理学者を巻き込んだ米国での裁判闘争を経て完全に否定されるに至り、今では欧米では全く見向きもされない「似非科学」とみなされているのである。このように、「マインド・コントロール」に基づく上記前提は全く根拠のない虚構に過ぎない。万一、最高裁判所が「マインド・コントロール」などという似非科学に基づく論理を肯認するようなことがあれば、日本の司法に対する国際的な信用が地に墮ちることは間違いない。

また、上記の通り、Aが不法行為の被害を受けたという前提事実が存在しない以上、Aにおいて不起訴合意につき何ら錯誤がないとした原

判決の判示は正しく，同前提事実の認定に経験則違反がないことは第1で述べた通りである。

第3 司法の中立公正

いうまでもなく，中立公正を旨とする司法は，法と証拠にのみ拘束されるべきであって，行政府及び立法府の政治的動向やメディア・世論によって，その判断が左右されてはならない。

遺憾ながら，本件で上告受理決定がされた背景には，令和4年7月の安倍元首相銃撃事件を契機に巻き起こった被上告人家庭連合を一方的に叩くメディア報道，それにより誘導された世論，さらにはこの世論を恐れた現政権による宗教法人解散命令申立てをはじめとする政治的動きが影響を与えたのではないかと危惧をしているところである。

当審におかれては，中立公正の立場から偏見を排し，被上告人らの主張を十分に検討の上，適正な判断を下されることを願う。

以上